東北大学病院診療内規

制定 平成19年 1月18日 改正 平成19年 4月26日 改正 平成19年 5月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学病院(以下「病院」という。)の診療に関し必要な事項を定める ものとする。

(本院で診療に従事することができる者)

- 第2条 本院で診療に従事することができる者は、医師又は歯科医師の免許を有する者で次の 各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 東北大学病院の専任及び兼務の教員
 - (2) 東北大学病院特任助手
 - (3) 東北大学病院医員
 - (4) 東北大学病院医員(研修医)
 - (5) 東北大学病院研修登録医
 - (6) 東北大学大学院医学系研究科(以下「医学系研究科」という。), 東北大学大学院歯学研究科(以下「歯学研究科」という。), 東北大学医学部又は東北大学加齢医学研究所の非常 勤講師
 - (7) 医学系研究科, 歯学研究科の学生(以下「大学院生」という。)又は東北大学研究生規程(昭和38年5月15日規第49号)第3条に定める研究生(以下「研究生」という。)
 - (8) 診療科等の必要上、診療科等の長の依頼に基づいて診療に従事する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか,診療に従事することについて,病院長の許可を得た者 (外来診療日)
- 第3条 病院の外来診療日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から1月3日までの間
- 2 診療科の外来診療受付日時については、病院長が別に定める。
- 3 あらかじめ診療の予約がある場合は、前項の規定にかかわらず、病院長が別に定める。 (救急診療)
- 第4条 救急患者については、前条の規定にかかわらず、診療を行なうことができるものとする。

(診療申込)

第5条 新たに診療を受けようとする者は、診療申込書(様式1)を病院長に提出し、診察券 の交付を受けなければならない。

(入院手続)

第6条 入院しようとする者は、入院申込書(様式2)を連帯保証人連署の上、病院長に提出 しなければならない。

(診療への協力)

第7条 診療を受ける者及びその関係者は、この内規及び別に病院長が定める規則を守り、療養に専念しなければならない。

(診療中止又は退院命令)

- 第8条 病院長は、患者が次の各号の一に該当する場合は、診療を中止し又は退院を命ずるほか、必要な措置を講ずることができる。
 - (1) 診療の必要がなくなったとき。
 - (2) この内規並びに病院内の諸規則及びその他法令に違反したとき。
 - (3) 病院内の風紀をみだし、又は、他の入院患者、外来患者、見舞客、病院職員その他の来院者等(以下「患者等」という)の生命身体に危険を及ぼす恐れがある行為をしたとき。
 - (4) 前号の行為をとがめられたにもかかわらず、なおこれらの行動をやめなかったとき。その 他患者等に暴力的な行動を行ったとき。
 - (5) 他の入院患者、外来患者等の診療を妨げる恐れがある行為をしたとき。
 - (6) 療養に専念せず診療目的に従った行動をしなかったとき。
 - (7) その他病院長が必要と認めるとき。

(他の患者等の安全の確保)

- 第9条 入院患者が他の患者等の生命身体に危険を及ぼす恐れのある行為をしながら病院長の 退院命令に従わず、又は退院を命ずることが当該入院患者の生命身体に危険を及ぼす恐れが あると認められるときは、病院長は他の患者等の生命身体の安全を確保するため当該患者を 監視の行き届く部屋に収容する等必要な措置を講ずることが出来る。
- 2 この場合、当該入院患者は前項の措置により生じた病院の経費を支払うものとする。 (雑則)
- 第10条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成19年1月18日から施行する。

附 則(平成19年4月26日改正)

この内規は、平成19年4月26日から施行し、平成19年2月19日から適用する。 附 則(平成19年5月24日改正)

この内規は、平成19年5月24日から施行する。